

訪問介護重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

- ・松井田町在宅介護支援センター うすいの里
- ・電話 027-393-5851(ダイヤルイン)
027-393-5858(代) (午前9時～午後5時30分まで)

2. 訪問介護事業 松井田町在宅介護支援センター うすいの里の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	松井田町在宅介護支援センターうすいの里 訪問介護事業所
所在地	安中市松井田町高梨子1491-1
介護保険指定番号	訪問介護 1072500026
サービス提供地域	安中市管内

(2) 同事業所の職員体制

- 管理者 1名(常勤)
サービス提供責任者 介護福祉士 1名(常勤)
事務職員 2名(常勤但し、他の事務と兼務)
従事者 6名(非常勤職員 介護福祉士3名／2級課程修了者3名)

(3) 営業時間及び休日

営業時間 月曜～金曜 8:30～17:30
定休日 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始12月29日～1月3日

3. サービス内容

(1) 身体介護サービス

- 日常生活に支障のある方、寝たきり状態の方の身体介護のお手伝いを致します。
- ・食事介助 食事時における介助
 - ・入浴介助 入浴時における介助
 - ・排泄介助 排泄時(おむつ交換、トイレ誘導等、便器への移乗等)の介助
 - ・体位変換 床ずれを防止する為に体の向きを変える。
 - ・清拭 体全体及び一部分をタオル等で拭く。

(2) 生活援助サービス

日常生活全般の家事のお手伝いを致します。

- ・掃除 居室等の清掃
- ・調理 栄養等を考慮した食事の支度
- ・洗濯、洗濯物干し
- ・日用品の買い物

4. 利用料金

(1)介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として契約書別紙に記載してある基本料金(料金表)の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。

※料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※身体介護及び生活援助については、提供時間がおおむね1時間30分を超えた場合、30分ごとに840円を加算することになります。

(2)交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3)利用者のご都合でサービスを中止する場合、至急電話等で必ずご連絡ください。

(4)その他

①利用者のお住まいでサービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者のご負担になります。

②料金のお支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。
お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

5. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

居宅サービス計画を依頼されていれば、事前に介護支援専門員とご相談ください。
当社職員がお伺いし契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または、当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させさせていただきます。

6. 当社の訪問介護の特徴

運営の方針

松井田町ホームヘルプサービスは、平成7年開所以来、地域に密着した福祉サービス提供を寝たきりの方、虚弱な高齢者の日常生活を営むための手助けを行なってまいりました。これからも利用者のニーズに応じたサービスを提供していきますよう努めてまいります。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医　主治医氏名

連絡先

ご家族　氏名

連絡先

8 苦情処理の体制

(1)当施設における利用者からの苦情に対応する常設の窓口

担当者 小田島 智之

TEL 027-393-5858(代表)

027-393-5851(直通)

FAX 027-393-5854

※ また、苦情受付箱を談話室に設置しております。

(2)行政機関その他苦情受付機関

群馬県国民健康保険団体連合会

介護保険課苦情処理相談窓口

電話 027(290)1323

保険者

□ 安中市　電話 027(382)1111

9. 当社の概要

名 称 社会福祉法人 碓氷福祉会
代 表 施設長 茂木 達也
所在地 安中市松井田町高梨子1491-1番地
電 話 027-393-5858

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、本書面を交付したうえで、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者

所在地 安中市松井田町高梨子1491-1番地
名 称 松井田町在宅介護支援センター うすいの里
訪問介護事業所

説明者 所属

氏名 印

私は、本書面の交付を受け、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

身元引受人 住所

氏名 印